

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 4 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

- 1 指定管理者の名称
特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
名 称 地域生活支援センターさっぽろ
所在地 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19
- 3 管理を行わせる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 札幌市障がい者相談支援事業実施要綱に規定する相談支援事業に関する業務
 - (4) 札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱に基づく地域活動支援センター（相談支援併設型）の運営に関する業務
 - (5) 施設の利用等に関する業務
 - (6) 管理業務に付随する業務